

寄附金活用事業（平成 29 年度分）

【子育て環境の充実】

事業費（寄附金活用額）

■ 重茂児童館児童送迎バス運行事業 3,594 千円 (1,670,000 円)

東日本大震災により千鶏保育所が被災したため、千鶏地区の児童を重茂児童館まで送迎するための経費です。

■ 田老児童館移設事業 6,753 千円 (1,669,161 円)

田老児童館が、一般国道三陸沿岸道路（復興道路）用地となったことから、移設するまでの間の仮設児童館を整備するための経費です。

【産業の振興】

■ 水産物消費拡大事業 2,458 千円 (2,458,000 円)

イベントへの参加により、水産物や観光のPR等を通して「水産のまち みやこ」の復興を西日本地域へアピールし、市水産物の販路拡大及び都市住民との交流を図る事業に要する経費です。

■ 防災学習ツアー促進事業 8,000 千円 (280,650 円)

東日本大震災の教訓を伝える防災学習ツアー「学ぶ防災事業」の運営を支援し、観光客の誘客を図るための経費です。

【自然環境の保全】

■ 住宅用太陽光発電システム事業 15,000 千円 (3,455,500 円)

住宅用太陽光発電システムの導入経費の一部を補助し、市民の環境に対する意識の高揚と再生可能エネルギーの普及を図るための経費です。

【教育環境の充実】

■ 文化振興事業 7,715 千円 (3,501,427 円)

被災地支援活動により、小中学生への文化芸術鑑賞の機会を提供するための事業に要する経費です。

【地域文化の保存・伝承】

■ 東日本大震災記憶伝承事業 377 千円 (200,000 円)

東日本大震災の記憶と記録を風化させることなく後世へ伝承し、被災体験や教訓を生かすため、震災の記録を収集、整理、保存するための経費です。

【市長におまかせ】

■ 奨学資金貸付事業 50,000千円 (50,000,000円)

経済的理由で修学困難な方に対し、奨学資金の貸付けを行うための経費です。
なお、新たに定住化促進対策として、市内に住所を有し、市内等で就業している方に対する貸付金の返還免除を実施します。

【東日本大震災からの復興】

■ 東日本大震災記憶伝承事業【再掲】 377千円 (177,000円)

東日本大震災の記憶と記録を風化させることなく後世へ伝承し、被災体験や教訓を生かすため、震災の記録を収集、整理、保存するための経費です。

■ 庁舎跡地活用整備事業 1,200千円 (600,000円)

庁舎の整備、移転に伴い、現在の本庁舎及び分庁舎の跡地を、多くの人々が集い、賑わいを創り出し、共に育む新たな拠点として整備するための経費です。

■ 重茂児童館児童送迎バス運行事業【再掲】 3,594千円 (124,000円)

東日本大震災により千鶏保育所が被災したため、千鶏地区の児童を重茂児童館まで送迎するための経費です。

■ 田老児童館移設事業【再掲】 6,753千円 (83,839円)

田老児童館が、一般国道三陸沿岸道路（復興道路）用地となったことから、移設するまでの間の仮設児童館を整備するための経費です。

■ 防災学習ツアー促進事業【再掲】 8,000千円 (976,380円)

東日本大震災の教訓を伝える防災学習ツアー「学ぶ防災事業」の運営を支援し、観光客の誘客を図るための経費です。

■ 消防団安全管理研修事業 154千円 (154,000円)

消防団の充実強化のため、安全管理研修会の開催及び協力事業所表示制度に要する経費です。

■ 心の復興事業 9,100千円 (1,000,000円)

東日本大震災により被災した市民の心の復興を図ることを目的に、文化芸術鑑賞の機会を提供するための事業に要する経費です。

■ 文化振興事業【再掲】 7,715千円 (213,573円)

被災地支援活動により、小中学生への文化芸術鑑賞の機会を提供するための事業に要する経費です。

■ 復興推進スポーツチャレンジ事業 3,000千円 (1,000,000円)

震災の影響により、運動する機会が少なくなっている子どもたちにスポーツに親しむ機会を提供するための事業に要する経費です。

■ 宮古運動公園復旧記念事業 5,500千円 (1,500,000円)

東日本大震災により被災した宮古運動公園の復旧が完了することから、本年7月に復旧記念事業を実施するための経費です。

【津波遺構（たろう観光ホテル等）の保存】

■ 津波遺構保存事業 7,225 千円 (7,224,796 円)

津波で被災した「たろう観光ホテル」を、震災の教訓を後世に伝える津波遺構として保存整備するため、国の支援（復興交付金）により保存工事を実施しました。

津波遺構保存基金に積み立て、今後の維持管理などの費用に活用させていただきます。

【平成 28 年台風 10 号による被害への対応】

■ 飲用水簡易供給施設復旧支援事業 5,000 千円 (3,000,000 円)

被災した地区の飲用水簡易供給施設（井戸）の復旧費用の一部を補助するための経費です。

■ 被災中小企業者支援事業 40,500 千円 (20,000,000 円)

被災中小企業者等の早期の事業再開や安定経営に向けた取り組みに要する費用の一部を補助するための経費です。

■ 就学援助事業 8,762 千円 (4,025,745 円)

被災に伴う経済的な理由により、就学困難な児童、生徒に対し、学用品費や修学旅行費などを援助するための経費です。

(平成28年1月1日から平成28年12月31日までの寄附金 103,314,071 円を充当)